平成２２年（フ）第３１６４号
大阪市浪速区大国２丁目17番25号ラ・ドルチェ１Ａ号、開始決定時の住所大阪市住吉区万代６丁目４番25号
破産者　杉本　友恵
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２４８号
大阪府東大阪市中小阪１丁目15番30号
破産者　泉　　範光
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３４号
堺市南区茶山台２丁３番10―202号、前住所大阪府大阪狭山市山本東18番地の８　807号
破産者　久保　武司
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６６１号
大阪市住之江区西住之江３丁目８番４号、開始決定時大阪市住之江区西住之江２丁目９番７号
破産者　村上　興一
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２００９号
堺市堺区七道西町100番地、開始決定時堺市堺区桜之町西２丁１番３号
破産者　八百勝こと　山本　雅章
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
堺市中区土師町５丁21番２―205号、前住所堺市北区百舌鳥梅町３丁６番地８
破産者　梅本美知代
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
兵庫県川西市大和東２丁目１番地の１
破産者　松中　義郎
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３４３号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番８―301号
破産者　横山　晴史
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４９２号
兵庫県宝塚市梅野町３番10―204号、前住所兵庫県宝塚市御殿山２丁目16番４号
破産者　中井　　忍
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０６号
兵庫県宝塚市安倉南３丁目６番12―401号
破産者　田所登美代
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１５０号
兵庫県伊丹市平松５丁目３番８号
破産者　柏木製作所こと　柏木　正和
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１７９号
兵庫県宝塚市中州１丁目10番32―402号
破産者　池本　富美
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６１０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目25番19号寿宏201号、前住所兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目４番18号
破産者　安倉　義広
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番17―1116号
破産者　泉渕　惠子
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１２号
兵庫県西宮市甲子園浦風町８―37カサデルソル甲子園401、申立時の住所兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―107号、営業所兵庫県西宮市甲子園網引町４―15
破産者　松本　　茂
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７９号
兵庫県西宮市松山町17番36号
破産者　安部　和志（旧姓杉野）
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２号
和歌山県御坊市藤田町藤井1905番地２　１号棟109号室　雇用促進住宅藤田宿舎、破産手続開始決定時の住所和歌山県御坊市薗595番地
破産者　畑木　真二
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第３９９号
熊本市北千反畑町６番８号　レビュー21 202
破産者　菅　　邦江
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部